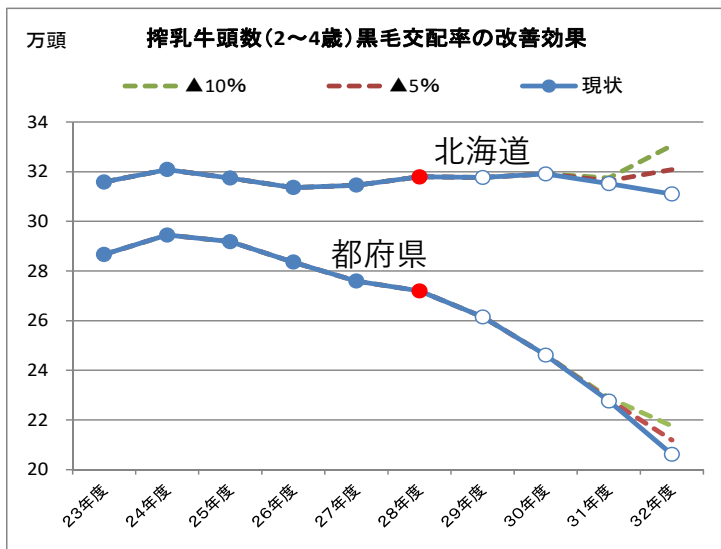
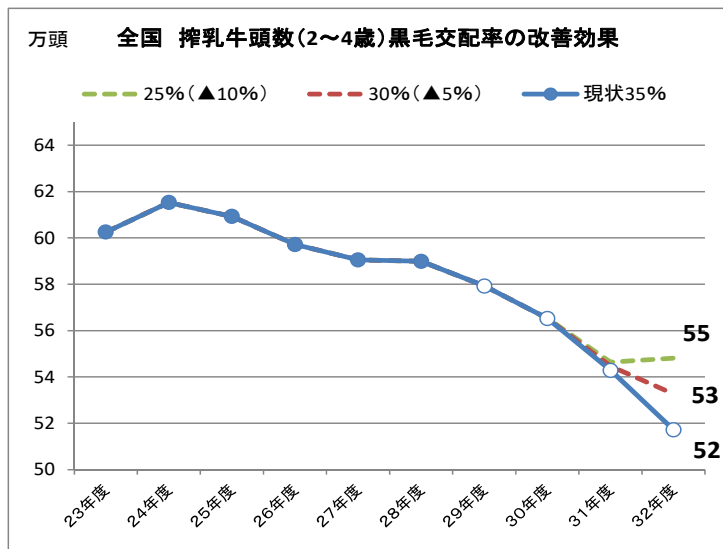


酪農乳業産業基盤強化特別対策事業の 実施について





中期見通しの一例

- 現状の黒毛和種交配率が継続すれば、2～4歳の搾乳牛頭数は32年度には都府県を中心に約7万頭減少
- 今何らかの対応を行わなければ、**32年度以降も同様の傾向が続く可能性**



- 様々な課題に即した改善や対策により、**計画的な後継牛確保**が強く求められる

2 事業の全体の概要

目的	酪農生産基盤強化			国産生乳需要の確保	需給安定
事業	酪農生産基盤強化事業			国産牛乳乳製品高付加価値化事業	生乳需給安定事業
	①乳用牛資源緊急確保事業	②生乳増産対策特認事業	③地域生産基盤強化支援事業	i 関係者で構成する検討会設置、地域乳業の高付加価値化を推進するためのアクションプランの策定 ii アクションプランに基づく高付加価値化プラン作り、HACCP制度化への対応、優れた経営モデルの研究・普及のための研修会、調査・専門指導等	国内外の需給等に係る酪農乳業間の情報共有化、政府・生産者・乳業者が連携して需給管理をするための基本的ルールの検討
事業の内容	乳用雌牛の輸入・供給に係る費用の一部等を助成して供給する事業	特に生乳の増産に効果があるとJミルクが認めた取り組みで、費用の一部を助成して行う事業	i 酪農関係者等で構成する会議開催、生産基盤強化のための方針の策定、現地指導や研修会の開催等を行う事業 ii 酪農生産基盤強化のため自ら企画提案する具体的な取り組みで、費用の一部を助成して行う事業		
実施主体	全国連等		指定団体等	乳業団体	Jミルク
財源の考え方	乳業者拠出の基金に、生産者団体の財源(既存財源含む)による助成を組み合わせることで、 生・処一体的な取り組み とする				
H29予算	3.2億円			1.3千万円	3百万円

※予算は初年度として、3分の2の実施期間で計画。事業進捗を踏まえて修正。

平成29年2月に全国7ブロックで関係者約560名に本事業の概要を説明、意見を集約。参加者から出された主な意見や要望は以下の通り。

- ◆乳業者自ら資金を拠出し生産基盤強化への対策を実施することは画期的で、本事業の意義やメッセージを受け止め、ぜひ協力して実施したい。
- ◆輸入牛の導入については歓迎するが、予定輸入頭数が少ない。また防疫や能力に関しては大丈夫か。
- ◆国内における後継牛対策や地域生産基盤強化、特にメス子牛の増産や育成牛預託に関しての要望。優れた取り組みへの優先助成。
- ◆本事業の意義を生産者に十分伝えて生産現場の理解を得る必要がある。また消費者や流通関係者にも酪農乳業が一体となって生産基盤の強化に取り組んでいることをしっかり広報すべきだ。
- ◆事業の公平性や目標・効果測定などについての要望や、全国の乳業者が協力して生産基盤強化への支援を行う動機付けを行うこと。また民間が造成する基金であることから、活用しやすい支援策を講じてほしい。などが出された。

特に地域での支援については、ミルクで具体例を示し、育成牛に関する支援策を強化して欲しいとの要望もあり検討を進めた。

酪農生産基盤強化事業 について

3-1 乳用牛資源緊急確保事業の概要

6

項目	内容
内容	事業実施主体が、搾乳用に供する為に輸入した乳用雌牛を、 事業実施主体又はその会員団体もしくはその両方が費用の一部を助成 して酪農家に供給する事業に要する費用の一部を助成する。
事業実施主体	1. 全国農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会 2. 農業協同組合連合会又は農業協同組合であってJミルク会長が特に認めた者
助成・上限	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 助成対象は輸送、現地調査、防疫・能力判定等、保険、育成等に要する費用 ➢ 国内に輸入された乳用雌牛 1頭当たり15万円を上限
助成対象	輸入及び輸送に当たり防疫上のリスクを排除するための適正な処置が行われた乳用雌牛で、育成牛又は初妊牛。
要件等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本事業の助成を受けて供給する輸入牛の酪農家ごとの頭数の制限は、1酪農経営当たり年間10頭以内。 ➢ 以下に同意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 5年以上酪農経営を継続すること。 ② 輸入牛は自ら飼養し、3回以上出産させること ③ 供給を受けた年度又は次年度において、供給を受けた輸入牛の頭数分以上、自経営の乳用種の出生頭数を増加させること。 ④ 上記を確認するため牛個体識別全国DBの第三者利用に同意すること。 ➢ その他、各事業実施主体が別に定める要件
返還	事業実施要件に適合しない事実が確認された場合には、 助成金を速やかに返還

3-2 乳用牛資源緊急確保事業の実施

7

事業実施主体	全国農業協同組合連合会	全国酪農業協同組合連合会
輸入時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 7月 ● 12月（予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月 ● 2月（予定）
輸入頭数	<ul style="list-style-type: none"> ● 育成牛 ● 300頭/回 (29年度は2回で計600頭予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 初妊牛 ● 180頭/回 (29年度は2回で計360頭予定)
輸入国	オーストラリア	オーストラリア
事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 募集 県域会員・JA等を通じて公募 ■ 申請 JA等を通じて申込み ■ 供給 動物検疫所神戸支所渡し(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 募集 支所・会員農協を通じて案内 ■ 申請 会員農協・支所を通じて申請 ■ 供給 農協指定場所渡し
事業実施主体が定める要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入牛の牛群検定データ（または同等のデータ）等の提供 など 	
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ● 最寄りのJA等 ● 全農（問い合わせ先が不明な場合） <ul style="list-style-type: none"> ① 東日本 → 全農酪農部総合課（03-6271-8265） ② 西日本 → 全農酪農部西日本酪農事業所生乳課（06-6316-2161） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全酪連本所 購買部畜産課（03-5931-8007） ● 最寄りの全酪連支所 (札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡)

※詳細は事業実施主体にお問い合わせください

4-1 地域生産基盤強化支援事業の概要①

8

項目	内容
内容	指定生乳生産者団体が、酪農生産基盤を強化するため、地域の実態を踏まえた対策を、自らの会員団体等と連携して行う次の事業について助成。
事業	1 生産基盤強化の改善・指導 指定団体が、自ら又はその会員団体等を区域とする地域において、 酪農乳業関係者等で構成する会議 を開催し、当該地域の酪農生産基盤強化のための経営及び技術的課題とそれを改善するための具体的な指導及び支援、 課題解決の方針を設定 し、これを実行するための酪農家等を対象にした 研修会の開催及び現地指導など を行う。
	2 生産基盤強化支援対策の推進 事業実施主体が、1で設定した地域の酪農生産基盤強化のための課題解決の方針の実行に向けた以下の具体的な取り組みについて、必要な経費の一部を助成して支援。 (1) 提案型生産基盤強化対策 地域の生産基盤の実態やその強化のための課題解決の方針を踏まえ、自ら企画提案する具体的な取り組み。 (2) 乳用牛育成基盤強化対策 管内の育成牧場や乳用雌牛の育成を専門に行う農家に乳用雌牛の育成を預託して、地域の乳用牛育成基盤を強化する取り組み。 (3) 更新経産牛有効活用対策 乳用雌牛の自家育成を積極的に行っている酪農家において早期更新される乳用経産牛を、管内で継続して飼養し活用するために、管内の他の酪農家への売買を斡旋する取り組み。

4-2 地域生産基盤強化支援事業の概要②

9

項目	内容
事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「1 生産基盤強化の改善・指導」の事業にあっては、Jミルクの会員たる指定団体 ➤ 「2 生産基盤強化支援対策の推進」の事業にあっては、 <ol style="list-style-type: none"> ① Jミルクの会員たる指定団体 ② ①の直接の会員 ③ Jミルク会長が特に認めた者
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本事業の助成の対象となる事業は、設定した課題解決の方針に基づき、地域内における乳用雌牛の増頭及び生乳の増産を着実に促進することを旨とする取り組み ➤ 国やALICなどの行政関係が措置する事業に係る自己負担分や補助対象外経費については本事業の対象としないものとする。
採択	「2 生産基盤強化支援対策の推進」における事業実施主体から申請された提案型生産基盤強化対策の取り組みの採択の可否については、その効果等について、Jミルクにおいて審査し採択する。

助成	1 生産基盤強化の改善・指導	2 生産基盤強化支援対策の推進		
		(1)提案型生産基盤強化対策	(2)乳用牛育成基盤強化対策牛	(3)更新経産牛有効活用対策
助成率・額	定額	事業実施主体が負担する費用と同額	月額3,000円/頭	20,000円/頭
配分	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 別に定める予算額から、50万円/事業実施主体、を差し引き ✓ 残額を北海道と都県で酪農家戸数比率で案分 ✓ 指定団体の直接の会員に事業を委託する場合の当該会員への予算配分については、事業実施主体が決定することができる 	別に定める予算額を、北海道と都県で、酪農家戸数比率で案分		
1事業実施主体当たりの上限	—	500万円	300万円	300万円

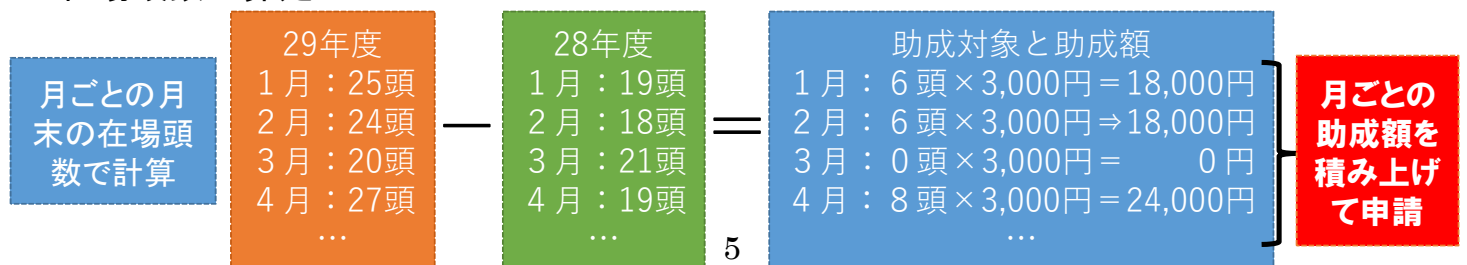
※指定団体は上限設定なし

※事業共通: 予算総額を上回る申請・採択があった場合は、事業実施主体ごとの酪農家戸数を基本に調整を行うこととする。

4-4 乳用牛育成基盤強化対策

項目	内容
● 事業実施主体が、管内の育成牧場や乳用雌牛の育成を専門に行う農家に乳用雌牛の育成を預託して、地域の乳用牛育成基盤を強化する取り組み。	
● 既存の育成施設の他、離農酪農家の育成専門農家への転換など、地域に賦存する酪農関係資源を積極的に活用すること。	
対象となる育成施設	<ul style="list-style-type: none"> 原則として 事業実施主体管内にある施設 であること。
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> 育成施設において、 前年度の在場頭数に比べて増頭 した育成牛頭数。 事業実施主体が直接実施又は委託によって実施した場合。
在場頭数の算定	<ul style="list-style-type: none"> 在場頭数は、月ごとに月末の頭数で、施設毎ごとに算定。

※在場頭数の算定



育成牛の生産基盤強化を図るため、育成牛を受け入れられる体制づくりを後押し。育成牛のキャパを増やした取り組みに対して助成を実施。

前年度のある月の在場育成頭数
(160頭)



増頭スペースを確保

80頭の増頭を実現！

- 増頭分に対して月額3千円/頭を助成
⇒ 80 × 3千円 = 240千円
- 1年間80頭分増頭すると
240千円 × 12か月 =
年間2,880千円を助成
- 助成は飼養にかかる費用
が対象(人件費もOK)

当年度の同月の在場育成頭数
(240頭)



地域にある畜産施設の有効活用、育成牛専門農家としての経営再開などの後押しも想定

4-5 更新経産牛有効活用対策

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施主体が、乳用雌牛の自家育成を積極的に行っている酪農家において早期更新される乳用経産牛を、管内で継続して飼養し活用するために、管内の他の酪農家への売買を斡旋する取り組み。 ● 活用可能な経産牛の地域内流通を促進し、地域全体として乳用雌牛の供用年数の延長を図る。
対象となる売買	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施主体が、管内において、自家育成を積極的に行う酪農家が牛舎の制約等で経産牛を早期に更新する場合に、当該経産牛を管内の他の酪農家の飼養・搾乳に供するために斡旋を行った場合
助成対象となる経産牛	<ul style="list-style-type: none"> ● 自家育成を積極的に行う酪農家が牛舎の制約等で早期に更新する経産牛。 ● 売り手となる酪農家は、自らが飼養又は他に育成を預託している未経産牛頭数が、自らが飼養する乳用経産牛頭数の3割を上回っている者。(事業実施年度の前年度の毎月末の経産牛及び未経産牛頭数を合計した頭数で算定)
購入する酪農家の要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 購入した経産牛は搾乳に供すること。 ● 購入した酪農家において最低1産以上させること。

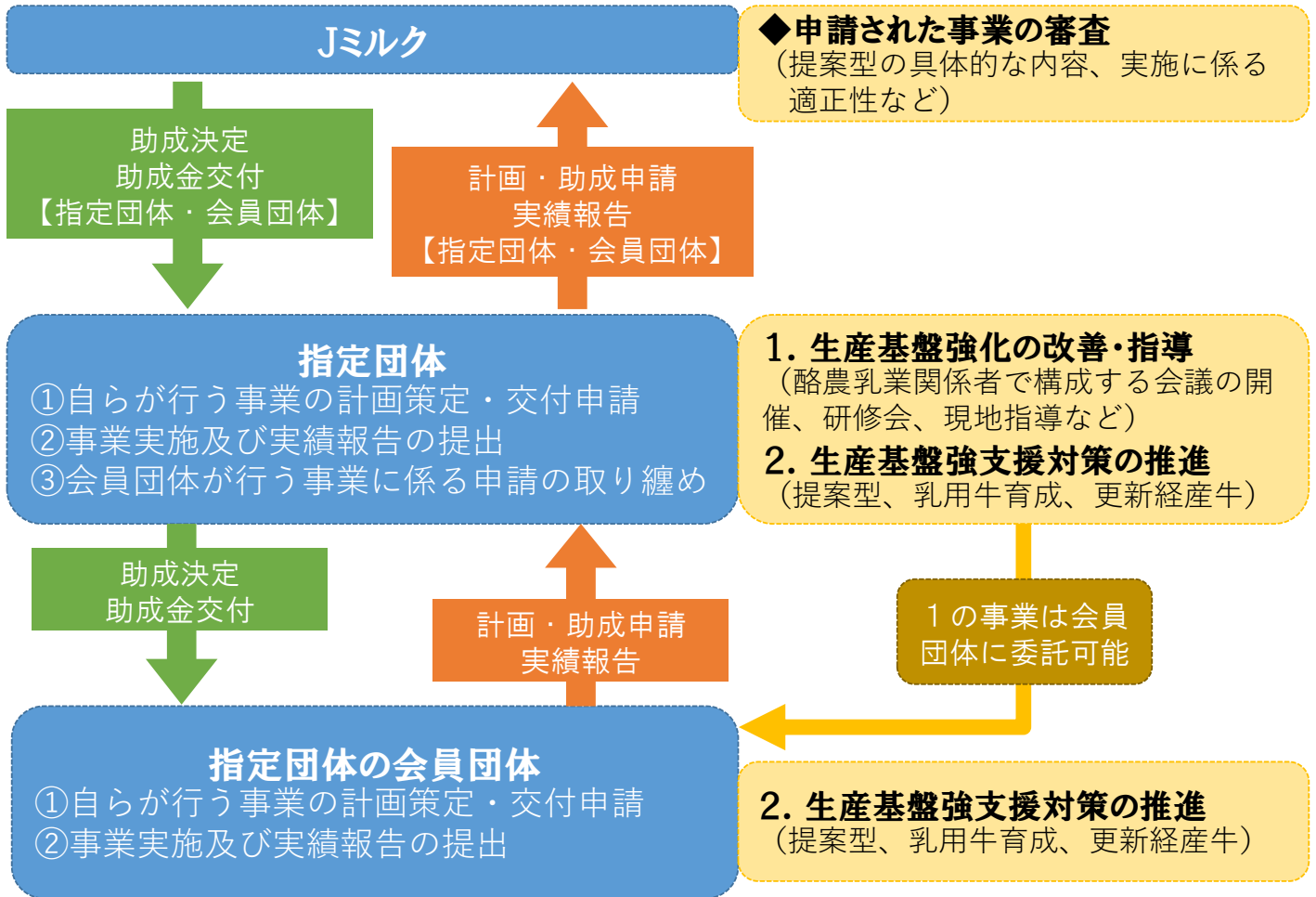


育成牛の下牧などで搾乳牛が過剰に

農協のあっせんで
搾乳牛を売買
(2万円/頭の助成)



経産牛資源を有効活用



**国産牛乳乳製品
高付加価値化事業について**

国際化の進展を踏まえ、中小乳業の経営体質の強化により、全国の牛乳乳製品の価値向上に貢献する経営モデルへの転換の促進を図るための支援を実施

①高付加価値化に向けた戦略・アクションプランの策定

- | | |
|---------|--|
| 乳業連合が実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 専門家の調査等により共通・規模別課題などを把握
⇒管理・生産・販売・商品開発・物流など様々な視点で ◆ 乳業団体・中小乳業者・専門家等により課題解決に向けた戦略検討
⇒課題に即したアクションプランを策定共有 |
|---------|--|

②HACCP制度化対応や高付加価値化に向けた人材育成・調査指導

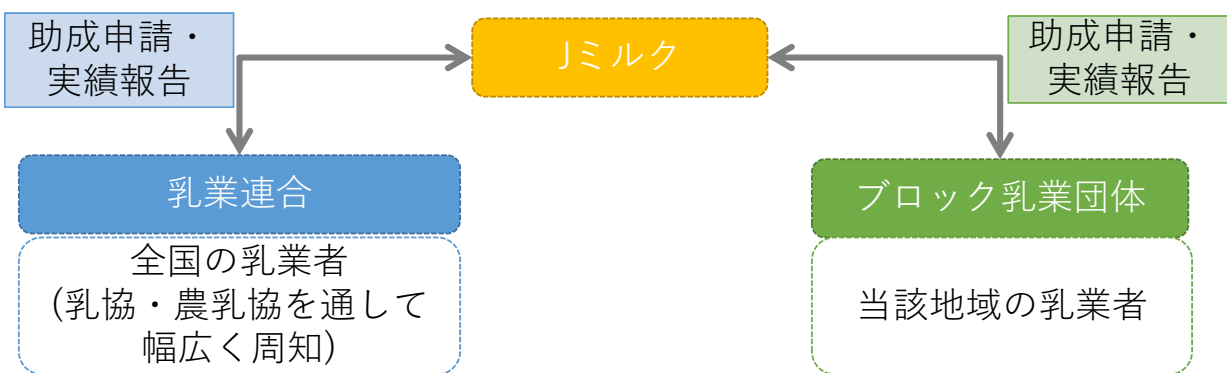
- | | |
|--------------------|--|
| 乳業連合またはブロック乳業団体が実施 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ HACCPの専門家による現地調査・指導・事例収集・分析
⇒制度化へ向けた課題を把握・共有し乳業者自ら対応する体制づくり ◆ 人材育成のための全国・地域での研修会の開催等
⇒HACCP、製造技術・品質、マーケティングなど |
|--------------------|--|

- ↓
- 研修会等のテーマ例
- HACCP制度化への対応方法と取得準備の手順
 - 中小乳業におけるマーケティング展開の理論と実践
 - 牛乳の風味問題とリスク管理の方法
 - 社内人材の能力開発、幹部育成
 - 乳製品製造の基礎と応用

乳業連合が実施する事業は乳協・農乳協からの案内により全国の乳業者を対象に実施

研修会等の支援事業の助成対象と実施フロー

旅費等の助成・及び専門家の調査・指導等の対象となる乳業者はJミルクへ一般拠出金及び基盤強化対策金を拠出していることが条件



助成対象経費

HACCP制度化に対応するため専門家による現地調査・指導

- ①調査・指導等の専門家の謝金・旅費を定額助成(謝金不足分は乳業者負担)
- ②調査報告書の原稿料を定額助成

人材育成のための全国・地域での研修会の開催・外部研修の参加支援

- ①研修会の会場借料・会議費・講師謝金・旅費を定額助成
- ②外部研修会参加費・旅費を1/2助成(乳協研修会も対象) (1社1名まで)

酪農乳業産業基盤強化基金 について

酪農乳業産業基盤強化基金の造成について

19

全国の乳業者に協力を依頼し年間5億円 3年間で15億円の基金造成を想定

基金の造成方法	基盤強化対策金	基盤強化特別対策金
対策金の 計算方法	H29～31年度 生乳取引数量(kg) × @5銭	H27年度 生乳取引数量(kg) × @15銭
拠出対象者	事業に賛同し拠出に同意の乳業者 (同意書を提出)	乳業団体へ協力を 申し出た乳業者
同意・申告 乳業者数	4月上旬で約100社を超える同意	4月上旬で約30社から 合計5.2億円の申告
拠出方法	一般拠出金と同様に 指定団体・全国連ルートで拠出	Jミルクからの請求により直接拠出 (一括または分割)
拠出額の変更	進捗や効果を踏まえ期間中に拠出 単価の変更(減額)も可	—

乳業団体から4月上旬に改めて基金造成について協力依頼を実施中。
5月30日のJミルク理事会において同意・申告乳業者を報告し公表予定

本事業につきましてご不明な点やご要望がございましたら以下の担当者までお問い合わせください。

内容	Jミルク お問い合わせ先
酪農生産基盤強化事業など事業の内容や手続き等	生産流通グループ 草間 s-kusama@j-milk.jp 総務グループ 関 y-seki@j-milk.jp
酪農乳業産業基盤強化基金の手続きやお支払いについてなど	総務グループ 及川 k-oikawa@j-milk.jp 総務グループ 関 y-seki@j-milk.jp



〒104-0045
東京都中央区築地4-7-1 築地三井ビル5F
TEL03-6226-6351 FAX03-6226-6354